

クイズで学ぼう!お金のイロイロ(答え)



知るぼるとキャラクター  
矢口 イチ (矢口家の愛犬)

答え

①元本1千万円+  
破綻日までの利息等

保護対象の預金について、1金融機関1人当たり、合算して元本1千万円までと破綻日までの利息等が保護されます。同一の金融機関に複数の口座を保有している場合、すべての口座の金額を合算しますが、この作業を「名寄せ」といいます。但し、決済用預金(無利息、要求払、決済サービスを提供できることという3つの要件を満たす預金)は、全額保護されません。

高知県金融広報委員会では、金融・経済、生活設計、生命保険などに関する専門家である「金融広報アドバイザー」を地域やグループ等で開催される各種学習会・講演会へ無料で派遣しています。「家計簿のつけ方を勉強したい」、「最近の金融トラブルについて詳しく話を聞きたい」など、くらしに関係のある金融情報について勉強したいと思われたら、お気軽にお問い合わせください。

高知県金融広報委員会事務局(日本銀行高知支店総務課内) TEL:088-822-0114

消費生活センター便り

アダルトサイトとの解約交渉を  
行政書士はできません!!



近年、アダルトサイトのワンクリック請求や不当請求の対処法をインターネットで検索し、トラブル解決をうたった行政書士に救済を依頼したところ、費用を請求されたという相談が増えています。

<県内事例>

スマートフォンでアダルトサイトに接続し、年齢認証ボタンを押すと突然、会員登録された。退会しようと業者に電話すると「29万円払え」と言われたので、インターネットで見つけた行政書士に対応を依頼。行政書士から費用が32,400円かかると言われた。(20代女性)

行政書士が「返金請求」や「解約交渉」を行うことは、弁護士法に違反している可能性が高く、アダルトサイトとのトラブル解決をうたう行政書士には、注意が必要です。また、インターネットの検索結果には、公的な機関を思わせる名称で出された広告が表示されるケースもあるので、相談窓口を検索する際にはよく確認しましょう。トラブルにあった時は、消費生活センターにご相談ください。

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソーレ」2階

ホームページ

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141602/>

☎088-824-0999

相談受付/日~金 9:00~16:45

休所日/土・祝日・12/29~1/3

※日曜日も相談を受け付けています。

